



新居浜

新居浜市職員採用試験案内



しいか、
あなたの元気・やる気・本気で
居浜市を変える！新居浜市が変わる！





新居浜 Watch

新居浜

新居浜市は、四国の瀬戸内海側のほぼ中央に位置する人口約 12 万人の都市です。元禄 4 年（1691 年）の別子銅山開坑によって繁栄し、沿岸地帯は工場群が帯状に形成され四国屈指の臨海工業都市となっています。

平成 15 年 4 月 1 日、別子銅山という文化歴史的背景を共有した別子山村と合併しました。

新居浜市内には新居浜市の発展の礎となった別子銅山の産業遺産が数多くあり、工都・新居浜を語るうえで欠かせない別子銅山をモチーフとしたあかがねミュージアムや、徳島の阿波おどり・高知のよさこい祭りと並び四国三大祭りの一つに数えられる新居浜太鼓祭りなど歴史と文化に育まれた観光都市でもあります。

現在は、「一豊かな心で幸せつむぐ一人が輝く あかがねのまち にいはま」を目指す都市像とし、魅力あるまちづくりを目指しています。



新居浜市の、あたらしいシティブランディング。

スローガンは、「**Hello! NEW 新居浜**」です。

このロゴマークは、吹き出しと風船をモチーフにしています。

吹き出しには「市民一人ひとりの声や想いをカタチにする」、

風船には「それらがふくらんで、大きなチカラになっていく」という意味を込めています。

みんなが主役。みんなが誇れる。そして、みんなに愛される。そんな新居浜をつくるため。

「Hello! NEW 新居浜」のスローガンのもと、人、モノ、コト、いろんなワクワクがあふれるまちに変えていく。市民と市が一緒になって、あたらしい新居浜をはじめます。





新居浜市の組織

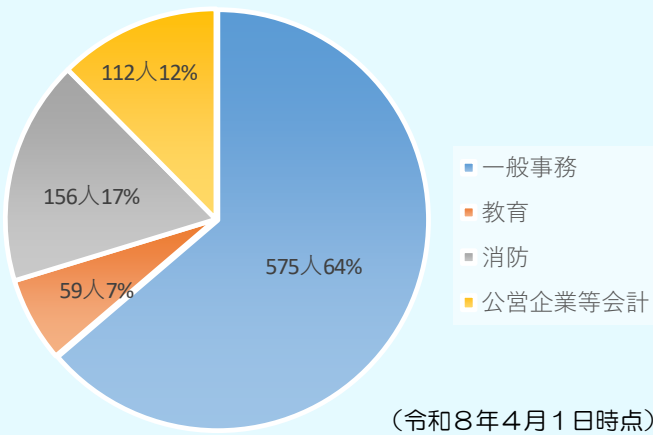
新居浜市役所には、男性532人、女性370人、計902人の職員が在職しており、第6次長期総合計画では

「豊かな心で幸せつむぐ、人が輝く あかがねのまち にいはま」を目指す将来の都市像とし、

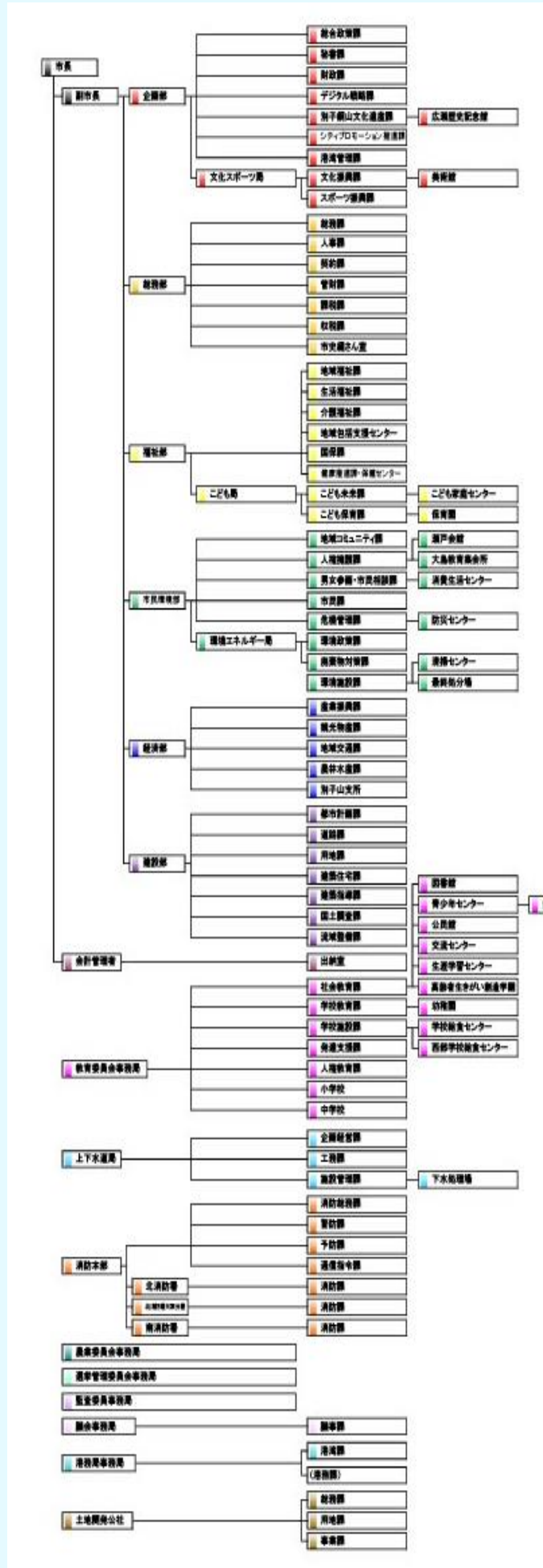
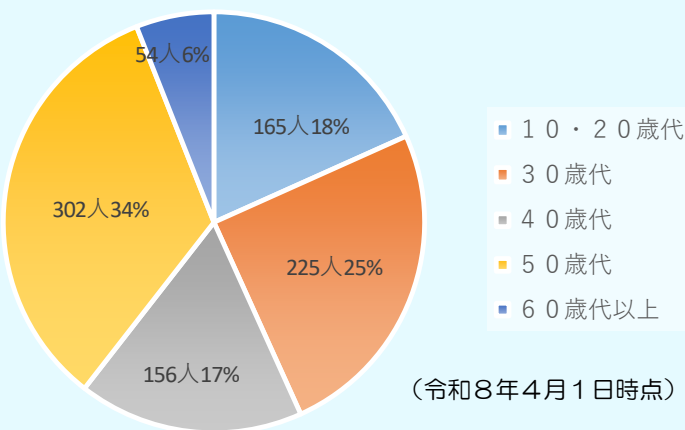
- ①未来を創り出す子どもが育つまちづくり
- ②健康で、いきいきと暮らし、支えあうまちづくり
- ③活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が生み出されるまちづくり
- ④安全、安心、快適を実感できるまちづくり
- ⑤人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり
- ⑥人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり

の6つの基本計画のもと、チーム新居浜一丸となり市民満足度の高い行政サービスによる魅力あるまちづくりを目指しています。

【部門別職員構成】



【年齢別職員構成】





新居浜

求められる職員像

<新居浜市人材育成基本方針>

これまでの公務員のイメージ

『安定』『融通が効かない』『お役所仕事』『定時帰り』

現在

- 住民のニーズは多様化し、地方自治体に求められる役割も変化
- 地域づくりに対する考え方やビジョンは自治体ごとに違う
- 国の作った政策メニューを選べば済む時代、今までと同じことをやればいい時代は過去のもの

新しい人材が求められている

めざすべき職員像 3C職員

Challenge

郷土愛を持ち、**チャレンジ** 精神旺盛な職員

Cost

コスト 意識を持ち、市民の視点でスピーディに行動できる職員

Change

プロ意識と熱意を持ち、時代に即応して**変革** できる職員

市役所の仕事とは

我々地方自治体のなすべき使命は、日本国憲法第92条及び地方自治法第1条及び第2条に明記されています。すなわち、「住民の福祉の増進を図ること」、どのような分野の事業であっても、ここに大義がなければ我々の仕事として成り立ちません。また、住民の皆さんに納めていただいている税金で事業を実施するわけですので、すべてにおいて「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを常に念頭に置かなければなりません。具体的には、

水道の
管理

公園の
管理

道路の
修繕

ごみの
収集

保育園
幼稚園

消防
防災

児童
クラブ

介護
保険

皆さんの周りにある**当たり前を当たり前**に供給し維持し続けることが基本的な、そして絶対的な使命です。

地方自治法

第1条の2 地方公共団体は、**住民の福祉の増進を図ること**を基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

第2条の14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、**住民の福祉の増進**に努めるとともに、**最少の経費で最大の効果**を挙げるようにしなければならない。



勤務条件・休暇・休業制度

◇勤務時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（うち休憩 1 時間）

※消防士については 24 時間勤務

◇週休日・休日

土曜日・日曜日・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日

※保育士・消防士等については休日（土日含む）出勤有り

◇給料

給料 上級（大学新卒の場合の初任給）：232,000 円

給料 中級（短大新卒の場合の初任給）：216,500 円

給料 初級（高校新卒の場合の初任給）：200,300 円

※職務経験者等の場合、前歴に応じて加算有。

◇手当

通勤手当、住居手当、扶養手当、期末勤勉手当（4.65 月）、
時間外勤務手当（令和 6 年度の残業は月平均 10.1 時間）等

◇年次有給休暇

1 年につき 20 日付与され、未使用日数は 20 日を限度
として翌年に繰り越し可能。

新居浜市は様々な休暇・休業制度を通じ、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を支援します。

	制度名	給料	男性	女性	内容
妊 娠	リフレッシュ休暇		●	●	対象年度中（3年度につき1年度）に、連続した3日（休日等と組み合わせた取得。）
	女性休暇		●	●	女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合、3日を超えない範囲内において必要と認められる期間。
	結婚休暇		●	●	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、市長が定める期間内における連続する7日の範囲内の期間。
	出生サポート休暇		●	●	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1年において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合）は、10日）の範囲内の期間。
出 産	妊産婦通院休暇	有給	●	●	妊娠中の女性職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合、妊娠満23週までは4週間に半日、妊娠満24週から満35週までは2週間に半日、妊娠満36週から出産までは1週間に半日。
	つわり休暇		●	●	妊娠中の女性職員が、妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合、14日の範囲内の期間。
	通勤緩和休暇		●	●	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間。
	産前休暇		●	●	8週間（多胎妊娠の場合）は、14週間以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合、出産の日までの申し出た期間。
	産後休暇		●	●	出産の日の日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
	出産補助休暇		●	●	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合、市長が定める期間内における2日の範囲内の期間。
子 育 て	育児参加休暇	無給	●	●	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間前日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき、当該期間内における5日の範囲内の期間。
	育児休業		●	●	子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができ、延長要件を満たせば最長2歳に達する日まで。）育児休業手当金が支給されます。（原則、子が1歳に達する日まで。延長要件を満たせば最長2歳に達する日まで。）
	育児部分休業		●	●	職員は、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間）を超えない範囲内の時間）について勤務しないことができる。
	育児短時間勤務		●	●	職員は、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項）に掲げるいずれかの勤務の形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる。週3日勤務、1日3時間55分勤務等。
	子の看護休暇		●	●	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1年において5日にその養育する中学校就学の始期に達するまでの子の数を乗じて得た日数の範囲内の期間。
	育児時間休暇		●	●	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合、1日2回それぞれ30分以内の期間。
介 護	短期介護休暇	無給	●	●	要介護者の介護その他の市長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合、1年において5日（要介護者が2人以上の場合）は、10日）の範囲内の期間。
	介護休暇		●	●	要介護者の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間。
	介護時間		●	●	職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に、期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間。



福利厚生・研修制度

◇健康管理

- ・定期健康診断 ・人間ドック ・こころとからだの健康相談
- ・カウンセリング ・ヘルスアップ教室 ・ヨガ体験教室

◇愛媛県市町村職員共済組合（健康保険）

- ・給付事業（傷病手当金、育児休業手当金、高額療養費給付）
- ・人間ドック利用助成 ・福祉施設利用助成 ・インフルエンザ 予防接種補助

◇愛媛県市町村職員互助会・新居浜市職員互助会

- ・給付事業（結婚祝金、出産祝金、傷病見舞金等）
- ・貸付事業（教育資金、住宅資金等） ・県総合科学博物館無料観覧券

◇新規採用職員研修

- ・3市（西条市、四国中央市、新居浜市）合同研修
- ・産業遺産研修（旧別子登山、広瀬歴史記念館、山田社宅等）

◇採用2年日以降職員研修

- ・窓口対応レベルUP研修 ・広報戦略職員研修
- ・キャリア・デザイン研修 ・各昇任職員研修 ・eラーニング研修
- ・キャリアシフトチェンジ研修 ・人権クロスミーティング
- ・市町村アカデミー（住民行政事務能力の向上、地方公会計制度等）
- ・愛媛県研修所（地方自治法講座、法制執務講座、クレーム対応講座



新居浜

就職セミナー（令和7年12月23日開催）



○座談会の様子

一般事務・保健師・技術職・保育士・消防士など職種別に若手の先輩職員とざくばらんに会話ができます。将来の職業の選択肢の一つとして公務員という職業について深掘しました。

○フリートークの様子

市役所の若手職員がパネラーとなり、様々な質問に対して自分の体験談や考えを発表します。どんな採用試験の対策を行いましたか？や、仕事の内容、やりがい、魅力、おもしろさについて、また、育児との両立を行っている職員の体験談など、市職員の生の声を聴くことができます。



新居浜

新しい採用試験を実施しています！

- ★一部試験区分で、従来の試験に加えて民間などを志望する学生も受験しやすい試験を行っています。
- ★従来型の試験とは異なり、公務員試験のための特別な準備を必要としない社会人全般に求められる基本的な資質を問う試験を実施します。
- ★技術職員についても、教養試験に替えて、同様の試験を実施します。（専門試験は実施）

※詳細はHPにてご確認ください。

職員採用試験について

<過去の試験実施状況①>

	試験区分	採用予定人員	応募人員	最終合格者数	競争率
第1回	一般事務（上級）	5人程度	60	11	5.45
	土木技術（上級）	若干名	2	1	2.00
	建築技術（上級）	若干名	1	1	1.00
	土木技術（有資格職務経験者）	若干名	3	1	3.00
	電気技術（有資格職務経験者）	若干名	2	2	2.00
第2回	一般事務A（上級）	7人程度	26	2	13.0
	一般事務B（上級）		19	4	4.75
	一般事務（中級）	若干名	8	1	8.00
	建築技術（有資格職務経験者）	若干名	2	1	2.00
	消防士（上級）	若干名	6	1	6.00
	消防士（上級・中級） 〔救急救命士〕	若干名	7	2	3.50
	保健師（上級・中級）	若干名	4	2	2.00
	保育士・幼稚園教諭（中級）	若干名	13	4	3.25
第3回	一般事務（社会人枠）	若干名	28	3	9.33
	一般事務（初級）	若干名	14	3	4.66
	土木技術（初級）	若干名	1	1	1.00
	情報技術（職務経験者）	若干名	1	1	1.00
	社会福祉士（有資格者）	若干名	6	2	3.00
	消防士（初級）	若干名	13	1	13.00
	甲板員	若干名	2	1	2.00



新居浜

職員採用試験について

＜過去の試験実施状況②＞

◇令和7年度第1回採用試験（早期募集）	
3月27日	第1回試験案内の公表
3月27日～4月16日	申込受付期間
5月4日、 4月25日～5月11日	第1次試験（WEB試験・教養試験・専門試験・適性検査 等）
5月23日	第1次試験合格者発表
6月7日、8日	第2次試験（作文・個人面接・実技試験 等）
6月26日	第2次試験合格者発表
8月下旬	健康診断
10月1日又は4月1日	採用予定

◇令和7年度第2回採用試験（上級・中級・職務経験者向け）	
5月20日	第2回試験案内の公表
5月20日～6月19日	申込受付期間
7月13日	第1次試験（教養試験・適性検査 等）
7月31日	第1次試験合格者発表
8月30日、31日	第2次試験（作文・個人面接 等）
9月18日	第2次試験合格者発表
1月中旬	健康診断
4月1日	採用予定

◇令和7年度第3回採用試験（初級・職務経験者・社会人枠向け）	
7月8日	第3回試験案内の公表
7月15日～8月26日	申込受付期間
9月21日、8日～16日	第1次試験（教養試験・適性検査・動画試験 等）
10月10日	第1次試験合格者発表
10月25日、26日	第2次試験（作文・個人面接 等）
11月14日	第2次試験合格者発表
1月上旬	健康診断
4月1日	採用予定

※年度により異なるため、必ずHP等に掲載される試験要綱をご確認ください。



新居浜市 採用試験

検索

採用試験に関する要綱、応募状況、試験状況、過去の状況等は下記の新居浜市役所人事課のHPをご確認ください。

<http://www.city.niihama.lg.jp/site/saiyou/>

【お問い合わせ】

〒792-8585

愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市役所 総務部 人事課

TEL：0897-65-1213

FAX：0897-65-1216

E-mail：jinji@city.niihama.lg.jp

Niihama City Jinjika 2026

Hello!
NEW

新居浜